

## 別紙② 主治医との情報連携に関する同意書

### 運用の手引き（会社ご担当者様向け）

本書は、当事務所がご提供する「主治医との情報連携に関する同意書」（様式A：簡易版／様式B：詳細版）について、根拠となる法令、両様式の使い分け、および同意が得られない場合の取扱いを整理したものです。

## I 法的な位置づけ

### 1 なぜ書面による同意が必要か

従業員の病名、症状、治療内容等は、個人情報の保護に関する法律第2条第3項の要配慮個人情報に該当します。これを主治医から取得すること、および第三者に提供することには、同法第20条第2項および第27条第1項により、法令上の例外を除き、あらかじめ本人の同意が必要です。

また、労働安全衛生法第104条第1項および第2項は、健康の確保に必要な範囲での情報の収集、収集の目的の範囲内での保管および使用、ならびに情報の適正な管理のための措置を事業者にとっており、同条第3項に基づく「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」は、心身の状態に関する情報について、収集目的の範囲内での利用と適正な管理を求めています。

### 2 様式は法定されていません

同意の様式は法令上定められていません。厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に添付された様式例においても、本人欄は「上記内容を確認しました。（本人署名）」という一行の記載にとどまります。本書式は、この様式例を参考に、同意の任意性、撤回可能性、および人事労務担当者との共有範囲の3点を明記して整えたものです。

様式A・様式Bのいずれにも、対象の傷病等、主治医・医療機関および有効期間を記入する欄を設けています。これは、同意の範囲を本人が判断できる形で明確にし、包括的な同意との評価を避けるためのものです。いずれの欄も空欄のまま運用せず、必ず記入したうえで受領してください。終期の見通しが立たない事案では、「同意日から6か月」等の期間を定めて記入し、継続が必要なときは改めて同意を得る運用としてください。

## II 様式Aと様式Bの使い分け

1 ファイルに2様式を収めています。通常の事案は様式A（簡易版・A4片面1枚）で足りります。様式B（詳細版）は、連携する情報の範囲を項目ごとに特定しておく必要がある事案に限って使用してください。

| 様式         | 使用する場面                                                                                                                                                   | 特徴                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 様式A<br>簡易版 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 通常の産業医面談に付随する連携</li><li>・ 短期の就業配慮の判断</li><li>・ 体調不良の原因確認</li></ul>                                               | A4 片面 1 枚。同意事項は 2 項目に集約。説明から署名までが 1 回の面談で完結します。                     |
| 様式B<br>詳細版 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 休職が長期にわたる事案</li><li>・ 復職の可否が争点となり得る事案</li><li>・ がん、難病等の治療と仕事の両立支援を継続的に行う事案</li><li>・ 本人が情報の範囲に強い関心を示して</li></ul> | 提供する情報・依頼する情報・人事への共有範囲を項目ごとにチェックで特定します。後日「そこまで同意していない」という争いを避けられます。 |

|  |      |  |
|--|------|--|
|  | いる事案 |  |
|--|------|--|

いずれの様式を使用する場合も、同意の効力に差はありません。様式Bは、同意の範囲をより細かく特定するための書式です。判断に迷う場合は、産業医が面談の場で様式を選択します。

### Ⅲ 運用手順

- ① 産業医面談の場で、産業医が本人に同意書の内容を口頭で説明します。事案の性質に応じ、様式Aまたは様式Bを選択します。
- ② 本人が同意される場合、その場でご署名いただきます。
- ③ 署名済みの同意書は、産業医が主治医への情報提供依頼書に添付または提示します。
- ④ 原本は健康情報として、人事情報とは分離して保管します。

### Ⅳ 同意が得られない場合の取扱い

同意は任意であり、同意しないこと自体を理由とする不利益な取扱いはい行いません。ただし、主治医の意見を得られないことにより就業上の配慮の判断に必要な情報が不足する場合には、産業医としては安全側に立った判断（例えば、情報が得られるまでの間の限定的な就業制限）を行うことがあります。この点は、同意取得時にあらかじめご本人に説明します。

様式Bを使用し、一部の項目にのみ同意が得られた場合も同様です。産業医はレ点が付された範囲内でのみ情報連携を行い、得られた情報の範囲で意見を述べます。

### Ⅴ 人事労務担当者との情報共有の範囲

産業医が主治医から得た情報のうち、人事労務担当者にお伝えするのは、就業の可否、就業上の措置の内容、配慮を要する期間など、就業上の配慮の実施に必要な最小限の範囲に限られます。診断名、症状の詳細および治療内容は原則としてお伝えしません。この取扱いは同意書本文にも明記していますので、従業員の方に安心してご署名いただく前提となります。

様式Bでは、共有の範囲および共有先を本人が選択する構成としています。本人が診断名の共有を希望する場合もありますが、会社側からその選択を促すことは避けてください。

### Ⅵ 保存および撤回

同意書の保存年限は法令上定められていませんが、健康診断個人票の保存年限（労働安全衛生規則第51条・5年間）を目安として保管されることをおすすめします。

撤回のお申し出は書面（電子メールの添付を含む）により、当事務所または貴社の窓口のいずれにも行うことができます。撤回後は新たな情報連携を行いませんが、撤回前に既に行われた情報連携の効力は否定されません。

## Ⅶ よくあるご質問

### Q1 同意書は毎回取り直す必要がありますか。

A 同一の傷病、同一の主治医、同一の連携目的の範囲であれば、初回の同意で足ります。いずれかが変わる場合、または同意書に記載した有効期間を経過した場合は、改めて取得します。

### Q2 様式 A で同意を得た後、詳細な特定が必要になった場合はどうしますか。

A 様式 B を改めて取得してください。様式 A の同意を撤回する必要はなく、様式 B の記載が以後の連携範囲となります。

### Q3 会社が同意書を保管してもよいですか。

A 健康情報として、人事情報とは分離した管理が必要です。産業医が保管し、会社は同意取得の事実のみを記録する運用も可能です。

### Q4 主治医が文書料を請求した場合、費用は誰が負担しますか。

A 法令上の定めはありません。会社が負担する運用、本人が負担する運用のいずれもあり得ますので、あらかじめ貴社の取扱いを定め、同意取得時に本人へ説明できる状態にしておいてください。

---

## ■ 参考

- ・ 個人情報の保護に関する法律（e-Gov 法令検索） <https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057>
- ・ 労働安全衛生法（e-Gov 法令検索） <https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057>
- ・ 厚生労働省「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000922318.pdf>
- ・ 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

---

サクセス株式会社産業医事務所 医師・代表産業医 中村 一  
〒470-2202 愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古 2 番地 22  
<https://success-sangyoi.com> / 080-2330-9284

※ 本ひな形はサクセス株式会社産業医事務所が産業医業務の付随として顧問先の便宜のために無償で提供するものであり、書類作成の代行および個別の記入指導を行うものではありません。内容および運用の適否は、貴社の労務管理体制および貴社が委嘱する社会保険労務士等にもご確認のうえご使用ください。